

次期高齢者総合福祉プランにおける高齢者保健福祉計画（素案）の概要

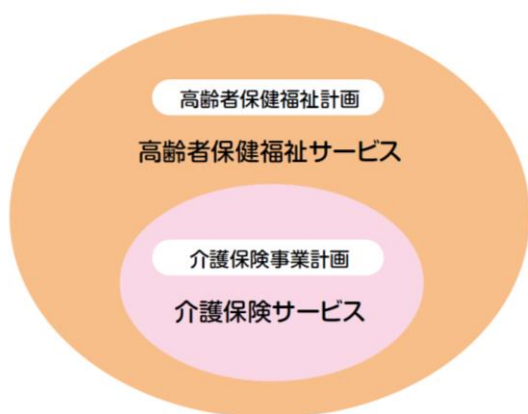
1 高齢者総合福祉プランについて

(1) 計画の位置付け

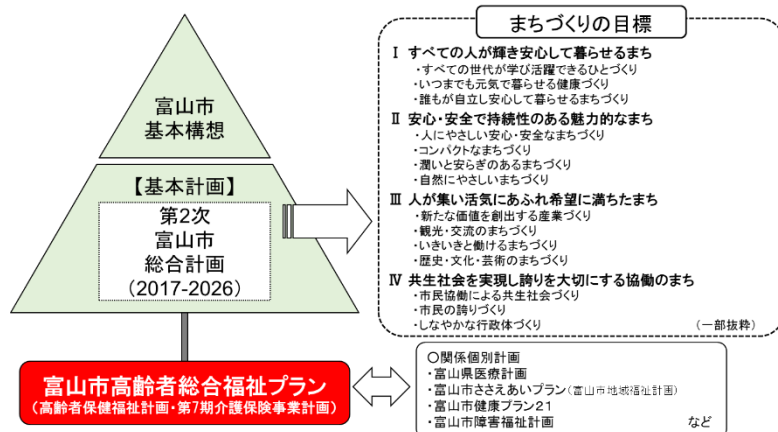
富山市高齢者総合福祉プラン（以下「本計画」という。）は、高齢者福祉全般に関する「高齢者保健福祉計画」と介護保険事業に関する「介護保険事業計画」を一体の計画として策定するものです。

第7期計画となる本計画においては、第6期計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

■ 計画の性格



■ 他の計画との関連

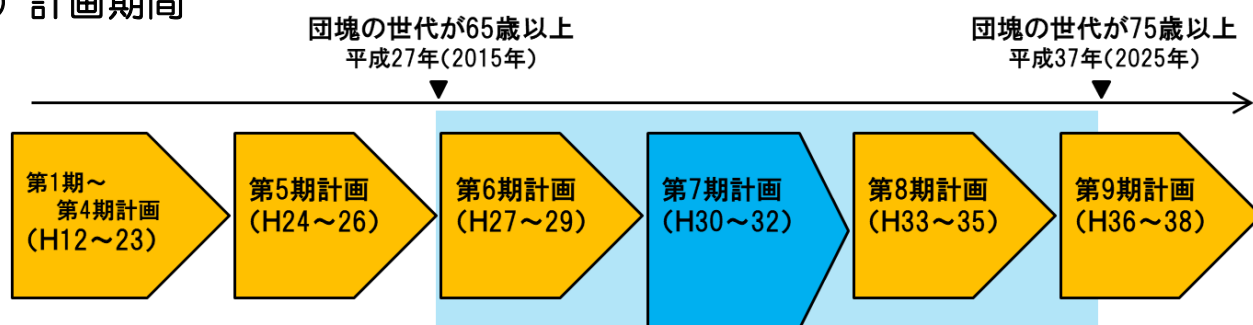


(2) 基本理念

「みんなで作る、ぬくもりのある福祉のまち」

少子高齢化や人口減少が加速化するなか、高齢者が住み慣れた地域で、人とふれあい・支え合いながら、いつまでも元気で自分らしく自立し安心して暮らし続けることができるよう、市民相互の支えあいと市民・企業等・行政との協働による豊かな地域社会の構築を目指します。

(3) 計画期間



平成37年(2025年)を見据えた計画策定が必要

(4) 計画策定に向けた国の動向

①介護保険事業計画の見直しに関する指針

平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、「高齢者の自立支援」、「要介護状態の重度化防止」、「地域共生社会の実現」、「介護保険制度の持続可能性の確保」に配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供される体制づくりの推進が求められています。

また、国からは「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されており、市町村は、この基本指針に即して介護保険事業計画を策定することとされています。

●「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」のポイント

I. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進（介護保険法）
- ②医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
- ③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

II. 介護保険制度の持続可能性の確保

- ①2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- ②介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

≪参考≫「第7期介護保険事業計画の基本指針」のポイント

- ①高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化推進
- ②「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- ③介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- ④「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

②高齢者保健福祉計画の見直しに関する指針

国から、高齢者保健福祉計画の見直しに関する指針は示されておられません。このことから、上記の国の方針を参考に、本市の課題を踏まえた独自の視点により、高齢者保健福祉計画を策定します。

(5) 高齢者保健福祉計画の重点テーマ

現行計画（第6期計画）では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年の地域包括ケアシステムの実現を目指し、各種施策に取り組んできました。

次期計画（第7期計画）では、第6期計画の方向性を引き継ぎつつ、「徹底した『閉じこもり予防』から、『多様』で『適切』な『切れ目ない』介護予防施策を推進」、「認知症施策の推進」、「医療・介護連携を推進する体制の構築」を重点的に取り組んでいきます。

「徹底した「閉じこもり予防」から、
「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策を推進」

《具体的なアプローチ》

①「閉じこもり予防」に向けたアプローチ

富山市からのアプローチ

- ア 「介護予防把握事業」における「未回答者」への訪問を徹底します。
- イ 各自の状態や状況にあわせ選択出来る介護予防施策の充実を図ります。
- ウ 32の地域包括支援センターのエリアごとの分析により、地域特性を生かした取組を展開します。
- エ 要介護高齢者地域支援ネットワークや高齢福祉推進員等、閉じこもり予防の関連事業を強化するとともに、地域包括支援センターに情報を集約する仕組みを構築します。

老人クラブ等の身近な存在からのアプローチ

- ア 住民にとって身近な存在である老人クラブの活動を強化します。
- イ 「介護予防推進リーダー」による声掛けや誘い出し機能を強化します。
- ウ 「介護予防ふれあいサークル」等の「住民主体の通いの場」の充実を図ります。

②「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策に向けたアプローチ

「運動器の機能向上」のためのプログラムの強化

- ア 「介護予防ふれあいサークル」等の「住民主体の通いの場」を活用し、活動の一部に「運動器の機能向上」の要素を取り入れる仕組みを構築します。
- イ 「パワーリハビリテーション（事業所委託）」の実施箇所数を増やします。

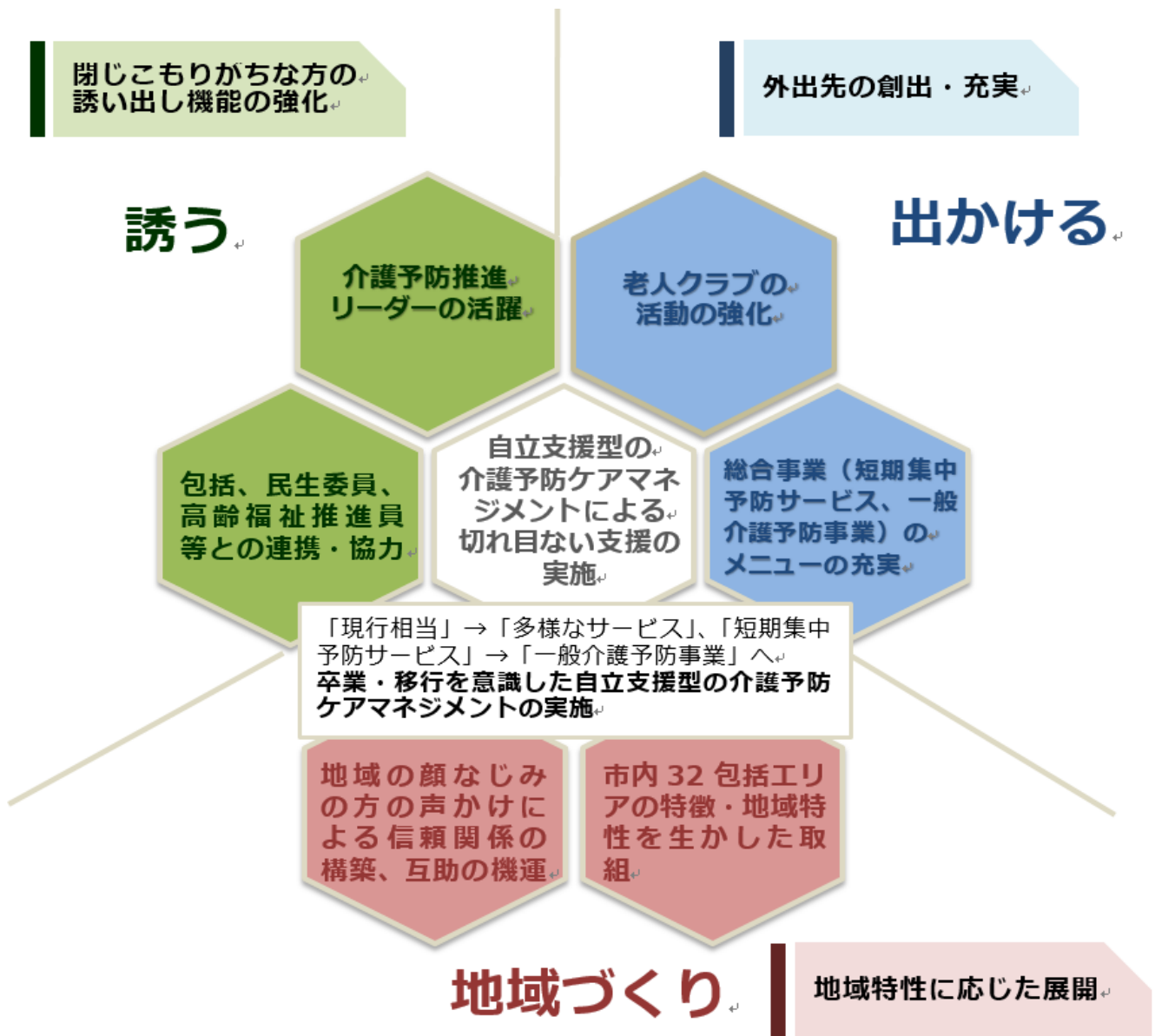
「口腔機能の低下」、「低栄養」に対応した介護予防施策の実施

- ア 「口腔」、「栄養」に特化したプログラムを追加することを検討します。
- イ 閉じこもりがちな方に対する個別訪問を通じて、生活行為の改善を目的とした「運動」、「口腔」、「栄養」の複合的なプログラムについて検討します。

自立支援型の介護予防ケアマネジメントによる「切れ目ない」支援の実施

- ア 「現行相当のサービス」から「多様なサービス」へ、「短期集中予防サービス」から「一般介護予防事業」へと、卒業・移行を意識して、継続的に切れ目ない支援を行います。

【イメージ図】



(6) 各基本方針における施策の推進

本計画の基本理念である「みんなで作る、ぬくもりのある福祉のまち」の実現に向け、次の基本方針に基づく高齢者福祉施策を推進します。

【基本方針1】健康づくりと介護予防の推進

基本施策1：生涯を通じた健康づくり

- 健康意識の啓発や生活習慣の改善、生涯スポーツの推進など「一次予防」に重点を置いた対策に取り組むとともに、疾病を早期に発見し、早期に治療する「二次予防」を推進します。
- 健康づくりを効果的に推進するため、個人を対象とした働きかけだけでなく、社会環境の改善にも取り組みます。

施策	主な取組
健康意識の啓発	プラス1,000歩富山市民運動の推進 継続 「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」を推進する他の施策と連携し、歩くことの習慣化を目指す「プラス1,000歩富山市民運動」を推進します。
疾病の予防及び早期発見・早期治療	
生活習慣改善の推進	
生涯スポーツの推進	

基本施策2：疾病の重症化予防、二次障害・障害の重度化予防

- 障害や疾病等を抱えながらも日常生活が送れるよう「重症化予防」に取り組みます。

施策	主な取組
疾病の重症化予防への早期対応	障害者福祉プラザでの健康づくり教室の推進 新規 障害者福祉プラザにおいて、障害特性に応じた健康づくり教室を開催するとともに、地域の要望に応じた健康講座を開催します。
二次障害、障害の重度化予防	

基本施策3：高齢者及び家族介護者の心の健康づくりの推進

- 社会生活環境の変化や身体機能の低下による不安やストレス、介護疲れなど、高齢期に抱える多くの問題に寄り添い、高齢者の心身のストレスやうつ病等の心の変調に適切に対応します。
- うつ病対策や悩んでいる人の早期発見、早期対応することで、自殺予防対策に努めます。

施策	主な取組
心の健康づくりの推進	ゲートキーパーの養成 新規 高齢者の心の健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、地域等における高齢者の心の健康づくりに取り組むとともに、身近にいる人の心の変化に気づき、相談につなげる人材（ゲートキーパー）を養成し、悩んでいる人の早期発見、早期対応することにより、自殺予防対策に努めます。
自殺対策の推進	

基本施策4：介護予防の推進

- 徹底した「閉じこもり予防」から、「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策につなげます。
- 適切な介護予防ケアマネジメントに基づく介護予防サービスを提供することにより、状態の改善・悪化防止に努め、自立した生活を支援します。
- 高齢者の生活の質の向上と健康寿命の延伸を図るため、介護予防運動指導者の育成や介護予防運動・パワーリハビリテーションの推進など、地域ぐるみの介護予防を推進します。
- 介護予防の拠点施設である「角川介護予防センター」を中心に介護予防推進体制の強化を図ります。

施策	主な取組
介護予防推進体制の強化	徹底した「閉じこもり予防」の実施 新規 要支援認定者数が増加傾向にある背景には、体力低下等の身体的要因、活動意欲低下等の心理的要因、友人・仲間等の環境要因の3つの要因がもたらす「閉じこもり」があると考えられます。 そのため、「介護予防」の基本となる「閉じこもり予防」にまずは重点を置き、①対象者の発見、②対象者の誘い出し、③外出目的となる活動とその「場」づくりを、住民にとって身近な存在である老人クラブ等や地域包括支援センターを中心に取り組んでいきます。
地域ぐるみの介護予防の推進	

基本施策5：地域を支える多様な担い手への支援

- 健康づくりに関わるボランティアを育成し、その活動を支援します。
- 地域の関係団体と協働して健康づくりを推進し、地域を支える多様な担い手を育成し、市民の健康を守る環境づくりに取り組みます。
- 高齢者自身が地域づくりの担い手として活躍し、住民同士の交流を通じ、生きがいを持って元気に生活できるよう、多様な生活支援・介護予防サービスの提供について検討します。

施策	主な取組
健康づくり機能の強化	健康まちづくりマイスターの養成・支援 拡充 健康まちづくりを推進するための人材として、地域住民や保健・医療・介護・福祉などの専門職、行政職員による「健康まちづくりマイスター」を養成しています。 この健康まちづくりマイスターが主体となる「健康まちづくりマイスター連絡会」を発足し、地域で介護予防の講演会や乳幼児から高齢者までの交流など、地区の実情に合わせた独自の活動を行っています。
健康まちづくりの推進	

【基本方針2】生きがいづくりと社会参加の推進

基本施策1：元気な高齢者と地域づくりの推進

- 高齢者が積極的に社会参加し、生きがいをもって住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、趣味やスポーツ・文化活動及び生涯学習に対する支援を行います。
- 老人クラブ及び町内会活動等の発表の場・交流機会の充実、雇用環境の整備など、多様な施策の推進に努めます。

施策	主な取組
多様な学び・生きがいづくりの場の提供	高齢者の起業環境支援 新規 生涯現役社会の実現のため、高齢者を対象とする創業支援を行い、あわせて、新産業の創出や地域経済の活性化に努めていきます。
地域での社会活動の推進	
ボランティア活動の推進	
就業機会の充実・就労活動の推進	
発表の場・交流機会の充実	
高齢者のふれあいの場の確保	
高齢者福祉の情報提供の推進	

基本施策2：市民意識の啓発

- 市民一人ひとりが人としての尊厳を持ち、地域と共に支え合い、助け合うまちづくりを目指して、福祉意識の醸成や福祉教育等を推進します。
- 高齢者が尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、福祉施策通じた敬老意識を高める取組みを推進します。

施策	主な取組
福祉教育の推進	福祉教育の推進 継続 家庭、地域の人々が連帯・協力していくことが重要であることから、地元の高齢者お年寄りとのふれあいを深める「世代間交流事業」を幼児期から実施していきます。
敬老意識の啓発	

基本施策3：世代間交流の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、世代間の交流事業を推進し、世代や地域を越えて活発に交流し合える地域づくりに努めます。

施策	主な取組
世代間ふれあい活動の推進	孫とおでかけ支援事業 継続 祖父母と孫（曾孫）と一緒に市の施設に来館されると、入園料・入館料が無料になる事業を実施し、高齢者の外出機会を促進するとともに、世代間交流を通じて家族の絆を深めます。

【基本方針3】 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備

基本施策1：地域包括ケアシステムの深化・推進

- 医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立に向けた取組みを一層推進します。
- 地域の課題を分析し、地域における様々な資源の活用を促すことで、自助、互助、共助、公助の観点から、互いに連携し、支え合う仕組みの維持・充実を図ります。

施策	主な取組
地域ケア推進体制の整備	<p>地域ケア会議の推進 継続</p> <p>高齢になっても住み慣れた地域で、その人らしい尊厳のある生活が継続できるよう、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援センターが中心となって「地域ケア会議」を開催します。</p>
地域ふれあい・助け合い・支えあいの推進	<p>まちなか総合ケアセンターの推進 拡充</p> <p>中心市街地を中心に、在宅で受けられる医療等の提供、生活に必要な支援やサービス等の情報提供、地域住民の交流推進などの行政サービスを一元的・包括的に提供する複合型の地域包括ケア拠点施設として整備した「まちなか総合ケアセンター」において、地域住民が安心して健康に生活できる健康まちづくりを推進します。</p> <p>生活支援コーディネーターの育成 新規</p> <p>生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う「生活支援コーディネーター」を育成し、地域における生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を強化します。</p>

基本施策2：日常生活支援サービスの推進

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等が在宅で生活する上で必要なサービスを提供し、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう支援します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業について、サービスの充実を検討するとともに、より効果的な事業となるよう現行の取組みを見直していきます。

施策	主な取組
在宅福祉サービスの推進	<p>質の高いサービスの効果的な提供の促進 新規</p>
外出支援サービスの推進	<p>総合事業の各取組みを推進するとともに、地域の課題や資源を踏まえた新たなサービスの検討を進め、総合的に高齢者を支援する体制の構築を目指します。</p>

基本施策3：地域医療及び在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、24時間体制の在宅ケアなど、高齢者に対する医療サービスを充実します。
- 在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、在宅医療・介護連携に関する協議や研修等を通じて、職種間の相互理解と情報共有について支援します。

施策	主な取組
地域医療体制の整備	在宅医療と介護の連携強化 拡充 高齢者が必要な医療・介護を受けて、可能な限り在宅生活を継続することができるよう、医療機関や介護従事者等の連携を強化するとともに、退院時カンファレンスやサービス担当者会議及び研修会を利用して、在宅医療・訪問看護の意義や必要性についての理解を深めます。
在宅医療・介護連携の推進	

基本施策4：認知症高齢者施策の推進

- 認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症の正しい知識の普及啓発に努めます。
- 地域包括支援センターに配置された認知症コーディネーターと医療・介護等の支援機関をつなぐ認知症地域支援推進員が連携を図り、認知症にやさしい地域の実現を目指します。
- 認知症高齢者の早期発見・早期対応のため、「認知症初期集中支援チーム」を配置し、医療機関と連携しながら身近な地域での支援体制の強化を図ります。

施策	主な取組
認知症の知識の普及・啓発	認知症徘徊SOSネットワークの推進 拡充 認知症高齢者の徘徊による事故等の未然防止を目的とする「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル」への登録や、徘徊発生時に可能な範囲で捜索に協力していただく「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル協力団体」の登録を推進します。 また、地域住民と協働して徘徊発生時の連絡体制の整備や徘徊模擬訓練等を実施し、さらに、ICTの活用を推進することで、徘徊する高齢者を早期に発見できる体制を強化します。
認知症ケア体制の整備	

基本施策5：高齢者等の権利擁護の推進

- 認知症高齢者や知的障害又は精神障害をもつ方のうち、判断能力が不十分な方を対象として行う、福祉サービスの利用に向けた支援や市民後見人の育成を含めた成年後見制度の利用を促進します。
- 地域包括支援センターや関係機関・団体と連携しながら、高齢者虐待、権利擁護及び消費生活等に関する相談・支援を行うなど、高齢者の権利と財産を守るための施策を推進します。

施策	主な取組
成年後見・権利擁護の推進	<p>市民後見推進事業の充実 継続</p> <p>弁護士や社会福祉士などの専門職後見人だけではなく、法律や福祉の知識を備えた市民後見人の養成を行います。</p> <p>また、それに合わせて市民後見人の活動をサポートする体制作りにも取り組みます。そして将来的な後見人の担い手不足を解消し、地域に密着した支援体制の構築に努めます。</p>
高齢者虐待防止の推進	

【基本方針4】コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり

基本施策1：コンパクトなまちづくりと賑わいと交流の都市空間の整備

- 必ずしも自動車に頼らなくても、徒歩や自転車、公共交通を利用することで、買い物や医療・介護サービス等が享受できる、すべての人にやさしいコンパクトなまちづくりの推進に努めます。
- 住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、生活支援型施設の整備など、地域に必要な都市機能の集約化を進めます。
- 公共交通等のネットワークを一層強化することで、良好な住環境の整備に努めます。

施策	主な取組
「お団子と串」の都市構造の構築	<p>まちなか居住の推進 継続</p> <p>まちなかの賑わいや活動の基となる定住人口を増やすため、まちなかでの戸建て住宅やマンションの取得費のほか、2世帯居住のための住宅リフォーム工事費や賃貸住宅入居に伴う家賃を支援するとともに、事業者が行う共同住宅建設や宅地整備を支援し、まちなかでの住宅建設の促進と生活利便性の向上を図ることで、若者から高齢者まで多様な世帯の居住を推進します。</p>
中心市街地の活性化	
公共交通機関の利便性向上	<p>おでかけ定期券事業・ポートラムシルバーパスカ事業 継続</p> <p>市内在住の65歳以上の高齢者を対象として、市内各地から中心市街地へおでかけする際に、路線バス、電車、路面電車が100円で利用できる「おでかけ定期券」やポートラムやフィーダーバスが100円で利用できる「シルバーパスカ」を発行することにより、公共交通のサービス向上に取り組み、高齢者の外出を促進します。</p>

基本施策2：バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備

- あらゆる人々が安心して暮らせるよう、住宅改修への支援や、市営住宅や歩道などの公共施設等のバリアフリー化の推進などに努めます。
- ゆとりとやすらぎをもって暮らすことができるよう、快適な歩行空間の整備、緑化の推進や公園の整備、高齢者のふれあいの場の確保など、潤いのある生活空間の整備に努めます。

施策	主な取組
バリアフリーのまちづくりの推進	緑化の推進 継続 身近な環境の中に、人の心をなごませる花と緑を増やすため、市民・事業者・行政が一体となった持続性のある取り組みを進めます。 また、市民自らが緑豊かなまちづくりを考え、実行する市民主体の緑化活動を推進するとともに、リーダーとなる人材の育成や、花のあるまちづくり推進を支援します。
安心して通行できる快適な歩行空間の確保	
緑化の推進と公園の整備	

基本施策3：安心できる住まいの確保

- 安心して暮らし続けることができる生活環境を確保するため、地域の実情に合った高齢者の住まいの在り方について、福祉施策と住宅施策の双方の観点から検討していきます。

施策	主な取組
多様な住まいへの支援	高齢者向け賃貸住宅の供給促進 継続 高齢者が安心して暮らすことができる居住環境を整備するため、歩いて暮らせる利便性の高い地域で民間事業者が建設する高齢者向けの優良な賃貸住宅に対し、地域優良賃貸住宅供給促進制度による支援を行い、福祉サービスと連携した賃貸住宅の供給を促進します。
住宅改造資金支援体制の充実	
生活支援型施設の整備	

基本施策4：総合的な安全対策の強化

- 地域コミュニティ機能の低下が懸念される中、高齢者が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めるため、交通安全や雪対策、防災・防犯・消費生活対策など、地域住民との協働のもと総合的な安全対策の推進に努めます。

施策	主な取組
交通安全対策の推進	自主防災組織の育成等 継続 災害時要援護者などを災害から守るため、一人ひとりが災害に対する備えや災害時の初期対応を迅速に進めることのできる地域ぐるみの防災対策を確立することが重要です。 このため、防災意識の向上を図るとともに、お互い顔の見える防災組織（自主防災組織）の結成を促し、その育成に努めます。
地域の連携で支える雪対策等の推進	
防災・防犯・消費生活対策の推進	